

○白岡市在宅重症心身障害児等の家族に対するレスパイトケア事業
補助金交付要綱

平成31年3月29日

告示第63号

(趣旨)

第1条 この告示は、医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害児等を介助する家族の精神的、身体的負担の軽減を図るため、ショートステイ又は日中一時支援事業を実施する事業所が重症心身障害児等を受け入れた場合に、当該事業所に対し予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、白岡市補助金等の交付手続等に関する規則(平成10年白岡町規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(令6告示209・一部改正)

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 重症心身障害児等 知的障害及び重度の肢体不自由が重複し、かつ、別表第1に定める各項目に規定する状態が6月以上継続する者をいう。

(2) ショートステイ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第8項に規定する短期入所を行う事業をいう。

(3) 日中一時支援事業 白岡市障害者等日中一時支援事業実施要綱(平成18年白岡町告示第231号)に規定する日中一時支援事業をいう。

(4) 日中一時独立型 訪問看護事業及び障害福祉サービス等事業等と部屋を兼用せず、又は職員を兼務せずに日中一時支援事業を実施する事業所をいう。

(5) 医療的ケア児 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する

る法律（令和3年6月18日法律第81号）第2条第2項に規定する医療的ケア児をいう。

(6) 日中一時併設型 障害福祉サービス等事業等と連続して部屋を兼用し（別室での実施を含む。）、及び職員を兼務して日中一時支援事業を実施する事業所をいう。

（令6告示209・全改）

（補助対象事業者）

第3条 本事業の補助対象事業者は、次の各号のいずれかの事業所において、市内に住所を有する重症心身障害児等を受け入れた事業者とする。

(1) 医療型短期入所を実施する県内の病院若しくは診療所又は県内の医療型障害児入所施設

(2) 看護師等の専門スタッフを配置した県内の日中一時支援事業所

（令6告示209・全改）

（補助額）

第4条 補助額は、別表第2のとおりとし、予算の範囲内において交付するものとする。

（令6告示209・全改）

（補助事業の実施申請等）

第5条 規則第6条第1項の申請書の様式は、様式第1号の白岡市在宅重症心身障害児等レスパイトケア事業実施申請書のとおりとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、様式第2号の白岡市在宅重症心身障害児等の家族に対するレスパイトケア事業実施承認・不承認決定通知書により申請者に通知するものとする。

3 第1項の承認を受けた者（以下「承認事業者」という。）は、第1項の規定により申請した事項に変更が生じたとき又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに、様式第3号の白岡市在宅重症心身障害児等の家族に対するレスパイトケア事業変更等届出書を市長に提出しなければならない。

（令6告示209・全改）

(補助金交付申請)

第6条 承認事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業を実施した日の属する月の翌月10日までに、様式第4号の白岡市在宅重症心身障害児等の家族に対するレスパイトケア事業補助金交付申請書兼実績報告書により、市長に申請するものとする。

(令6告示209・全改)

(交付決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、様式第5号の白岡市在宅重症心身障害児等の家族に対するレスパイトケア事業交付決定兼額確定通知書により承認事業者に通知するものとする。

(令6告示209・全改)

(状況報告)

第8条 規則第13条の規定により市長から補助事業等の執行状況について報告の要求があったときは、当該要求に係る事項を書面で市長に報告しなければならない。

(補助金の交付請求)

第9条 事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第6号の白岡市在宅重症心身障害児等の家族に対するレスパイトケア事業補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(令6告示209・旧第11条繰上・一部改正)

(書類の整備等)

第10条 補助金の交付を受けた事業者は、補助事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助金の交付決定に係る会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(令6告示209・旧第12条繰上)

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(令6告示209・旧第13条繰上)

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年7月29日告示第209号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

	項目	点数
1	レスピレーター管理 (※1)	10点
2	気管内挿管、気管切開	8点
3	鼻咽頭エアウェイ	5点
4	0 ₂ 吸入又はSpO ₂ 90%以下の状態が10%以上	5点
5	1回/時間以上頻回の吸引	8点
	6回/日以上頻回の吸引	3点
6	ネブライザー 6回/日以上又は継続使用	3点
7	IVH	10点
8	経口摂取 (全介助) (※2)	3点
	経管 (経鼻・胃ろう含む。) (※2)	5点
9	腸ろう・腸管栄養 (※2)	8点
	持続注入ポンプ使用 (腸ろう・腸管栄養時)	3点
10	手術・服薬にても改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正を3回/日以上	3点
11	継続する透析 (腹膜灌流を含む。)	10点
12	定期導尿 (3回/日以上) (※3)	5点
13	人工肛門	5点
14	体位変換 6回/日以上	3点

※1 毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAPなどは、レスピレーター管理に含む。

※2 8及び9については、経口摂取、経管及び腸ろう・腸管栄養のうち、いずれかを選択

※3 人口勝越を含む。

別表第2（第3条関係）

（令6告示209・全改）

補助対象事業者	補助額
第3条第1号に該当する事業者	(1) 別表1の点数の合計が25点以上の者 対象者1人当たり 2万円/日 (2) 別表1の点数の合計が25点未満の者 対象者1人当たり 1万円/日
第3条第2号に該当する事業者（日中一時独立型）	(1) 看護師等が医療的ケア児者1人を支援した場合 ア 別表1の点数の合計が25点以上の者対象者1人当たり 8時間以上 2万円/日 6時間以上8時間未満 1万5,000円/日 4時間以上6時間未満 1万円/日 30分以上4時間未満 5,000円/日 イ 別表1の点数の合計が25点未満の者対象者1人当たり 8時間以上 1万円/日 6時間以上8時間未満 7,500円/日 4時間以上6時間未満 5,000円/日 30分以上4時間未満 3,000円/日 (2) 看護師等が医療的ケア児者2人以上を支援した場合 ア 別表1の点数の合計が25点以上の者対象者1人当たり 8時間以上 1万円/日 6時間以上8時間未満 7,500円/日 4時間以上6時間未満 5,000円/日 30分以上4時間未満 2,500円/日

	<p>イ 別表 1 の点数の合計が 25 点未満の者対象者 1 人当たり</p> <p>8 時間以上 5,000 円/日</p> <p>6 時間以上 8 時間未満 3,800 円/日</p> <p>4 時間以上 6 時間未満 2,500 円/日</p> <p>30 分以上 4 時間未満 1,500 円/日</p>
<p>第 3 条第 2 号に該当する事業者（日中一時併設型）</p>	<p>対象者 1 人当たり</p> <p>2 時間以上 2,560 円/日</p> <p>1 時間以上 2 時間未満 1,920 円/日</p> <p>30 分以上 1 時間未満 1,280 円/日</p>

